

令和7年度第2回旭市子ども・子育て会議議事録(要旨)

1. 開会

【事務局】

本日の会議の公開に関しまして皆様にお諮りいたします。旭市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条(会議の公開の原則)によりまして、原則公開となっております。本日は特に非公開とすべき議題はございませんので、公開したいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

※傍聴の申し出はありませんでした。

2. 委嘱書交付

(市長から各委員へ委嘱書の交付)

3. 市長あいさつ

本日はご多用のところ旭市子ども・子育て会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。本会議は、平成25年12月に立ち上げて以降、多くの皆様に委員として協力いただいております。本日任期の更新に伴い、改めて15名の委員さんに委嘱させていただきました。皆様方におかれましては、旭市子ども・子育て会議の委員を快くお引き受けいただき、深く感謝を申し上げます。

さて旭市は令和7年3月に、第三期旭市子ども・子育て支援事業計画を策定し、今年度より、本計画に沿って、事業を進めているところでございます。次代を担う子どもたちを安心して産み育てられるよう、これまで、乳幼児紙おむつ購入券の給付、第2子以降の出産祝い金の支給、第3子以降の保育料の無料化など、多くの子育て支援を実施して参りました。さらに今年度からは、学校給食の無償化や、無料のオンライン医療相談事業を開始するとともに、すべての妊産婦や子育て世帯への、相談支援体制を充実させるため、こども家庭課内に旭市こども家庭センターを設置したところでございます。

このように、妊娠、出産から子育て、教育までの切れ目のない支援の充実に力を注いでいるところでございますが、少子化問題への対応や、子育てしやすい環境づくりは、行政と地域がお互いに手を携えて取り組んでいかなければならないと考えております。

本会議では、本市の子育て環境のあり方について、皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4. 委員紹介

(名簿順に自己紹介)

(続いて事務局紹介)

5. 旭市子ども・子育て会議の概要説明

【課長】

(資料1に基づき説明)

6. 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

【事務局】

会長及び副会長が決定するまでの間は、事務局にて進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長及び副会長の選出は、子ども・子育て会議条例第7条第1項の規定により、互選により選出することとなっております。皆様にお諮りいたします。選出についていかがいたしましょうか。

【委員】

事務局一任でお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは事務局より提案させていただきます。会長に加瀬正彦委員、副会長に栗原幸博委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。よろしければ拍手をもってご承認をお願いします。

(拍手多数)

ご賛同を頂きましたので、会長に加瀬正彦委員、副会長に栗原幸博委員と決定させていただきます。加瀬委員、栗原委員のお二方にはご了承のほどよろしくお願いいたします。

会長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長】

皆さんの承認をいただきまして、会長職に就くことになりました加瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今説明がありましたとおり、国の子ども・子育て支援法に基づき、市も条例を制定しております。この条例に基づいて設置されたのがこの会議になります。

今は日本全国、どの自治体もみんな少子化のため、国は子育て支援に大変力を入れております。旭市も、今年度から子ども・子育てに関する課を1つ増やし、子育て支援に力を入れている状況であります。

国にはこども家庭庁という重要な機関がありますので、皆さんの意見が反映され、子育て支援事業が推進されるといいのかなと思っています。

ちなみに旭市の合計特殊出生率は、近隣と比較するとまだ良い方で、近隣市は本当に厳しい状況と聞いています。しかし、先ほどの説明では、それでも苦しいということですが、昨年度末に策定された第三期旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、149の事業を推進していると伺っております。こうした事業の計画にも様々な意見を求められると思います。

それに加え本日は、特定教育・保育施設に係る利用定員の設定についての説明と乳児等通園支援事業についての説明もあります。それらについても、委員の皆さんの忌憚のないご意見を出していただきながら、この会議の意見として、市の方で十分に考えていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の運営につきましては、委員の皆様のご協力あってのものでありますので、スムーズに進行できるよう、お願い申し上げまして、簡単ですが、会長就任の挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。本来でしたら、次に栗原副会長にもごあいさつを頂きたいところですが、ご紹介のみとさせていただきます。改めまして、栗原幸博副会長でございます。よろしくお願いいたします。

ここで、市長は所用のため退席させていただきます。

それでは、旭市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定により、ここからは会長が議長ということで、加瀬会長に進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

(2)特定教育・保育施設の利用定員の設定について

【会長】

議題の(2)特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料2に基づき説明)

【会長】

事務局からの説明が終わりました。何か質問はございませんか。

【会長】

では私の方からひとつよろしいでしょうか。令和7年度の待機児童はおりますか。

【事務局】

待機児童はおりません。

【会長】

ということは、利用見込みが令和7年度は適正であったということでよろしいですか。それを踏まえて令和8年度の人員を見込んでいます。やはり少子化により子どもが少なくなってきたということですね。

【委員】

資料2、3 ページの利用定員案を拝見しまして、保育所が2 か所合併されるということで、相対的な数字は減っているようですが、これは実態に近い数字になっているのでしょうか。

【事務局】

合併する2 か所の新年度の入所児童数は、それぞれ合併前の保育所のお子さんを合わせまして、そこから人数を推計しております。

【会長】

その他、ございますか。特にないようであれば、特定教育保育施設の利用定員の設定については、案のとおりということで進めてよろしいでしょうか。よろしければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということです。

それでは、(2)については事務局案のとおりということで決定いたします。

7.その他

それでは次に、議題の7、その他についてです。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料3)に基づき説明)

【会長】

事務局からの説明が終わりました。何か質問はございませんか。

【委員】

この乳児等通園支援事業は来年度から実施される事業ということで、一般型や余裕活用型というものがあるらしいですが、当園は職員数に余裕がなく、その場合は特別受け入れなくていいのでしょうか。

【事務局】

こちらにつきましては、一時預かりと同じく一般型と、余裕活用型というのがありますが、全施設で、必ず実施しなくてはいけないものではなく、保育士や受け入れる部屋など、施設の方が整っていれば、実施をお願いするものであります。この事業に対応できる職員がいらっしゃらないということであれば、必ず実施しなくてはならないというものではありませんので、実施できる施設をお願いすることになると思います。

【委員】

利用時間の上限が10時間ということで少なく感じますが、どのように利用するのかなと思います。施設に預けてもすぐに迎えに行かなくてはならないと思いますが、どのような利用を想定しているのでしょうか。

【事務局】

時間につきましては、今のところ国の方でお子さん1人当たり10時間を上限ということで、受け入れを予定しております。月10時間ですので、1回に半日利用すると、月に何回も利用できないというところもあります。まだ国の方で調整をしているところではありますが、今のところ10時間までということで考えています。一時預かりもありますので、利用される方の目的に応じて、利用していただくことになると思います。

【事務局】

補足です。先ほどの説明の中にもありましたが、似たような事業で、一時預かり事業というものがあります。例えば、お母さんがリフレッシュするためや、冠婚葬祭などのために、保育所に行っていないお子さんをお預かりする事業でございます。

一時預かり事業と、こども誰でも通園制度の違いについて、国の方では、子ども目線がこども誰でも通園制度、保護者目線が一時預かり制度ということになっています。保育所に通っていないお子さんが対象になりますので、普段はおうちでどなたかが見ていらっしゃると思います。ただ、ご家庭の中で見ているよりは、たまには同じ年のお

子さんがいるところに入って、一緒に過ごすことにより、子どもの健やかな成長を促すために設けられた事業になります。

【委員】

3歳未満のお子さんは、その環境になかなか慣れないと思うんです。それで、月に10時間までというのがどうなのかと思うのですが、今後検討してくださるということになりました。

【会長】

私の方から1つお聞きします。

3.計画目標のところなんですけども「施設利用への円滑な移行支援等を行うこととし、代用計画を策定する予定」となっています。これは、例えば、この制度を利用した子が、この保育園にそのまま通いたいとなったときに、その保育園にそのまま通うことができるということでもいいでしょうか。

【事務局】

こちらにつきましては、一体的な支援ということで代用計画を策定する予定であります。基本的には、こども誰でも通園制度を終了したお子さんが、そのまま教育保育施設の方で受け入れができるように、例えば3歳児の枠でなるべくそのお子さん分を確保するように努めるようになってはいるのですが、必ず入所できるというような確約はできません。しかし、こども誰でも通園制度を利用した方が希望すれば、そのまま保育施設の方に入所できるよう、市の方で受け入れ枠をなるべく確保できるようにするよう、計画を策定する予定であります。

【委員】

保育所に入所する場合は、保育を必要とする家庭というのが条件になっていると思いますが、今回の新しい事業に関しては誰でも利用できるということで、特に条件が無くても預かってもらえるということでもよろしいでしょうか。利用要件が異なると思うんですけれども、円滑に移行ができるのかというのが疑問に思うのですがどうなのでしょうか。

【事務局】

そちらにつきましては、例えば、お父さんお母さんがお仕事をされておらず、保育を必要とする要件を満たしていないお子さんであっても、認定こども園の教育認定の部分の3歳児の枠へ繋げるなど、どちらかの教育保育施設の方へ連携していくことを考えております。

【委員】

ありがとうございます。ということは、例えばこの制度で公立保育所を利用したお子さんは、同じ保育所を希望しても要件を満たしていなければ利用することができないということですね。

【事務局】

そのようになります。

【会長】

委員の皆様、他に何かございますか。

【委員】

このこども誰でも通園制度について、私どもも一生懸命考えさせてもらいました。教育時間でお子さんを預けている方たちは、一時預かりでも利用できますが、入園していないお子さんがいるご家庭でも、2歳半ぐらいになるとたくさんの子たちと遊ばせたいようです。

おうちでも兄弟がいると、大きい子の面倒を見てあげられなかったり、外に連れ出してあげたくてもなかなか難しい。コミュニケーションを育ててあげたいと思っても、用意できないということです。幼稚園や保育園は、そのような子どもたちのために自主的に集まれる場を作っていると思います。いろいろな教室を実施したり園庭開放など、自発的にやられていると思います。そういうところに慣れたり、子ども同士でもう少し長く遊ばせたいという人たちがいることで、こども誰でも通園制度という発想が出たと聞き及んでいます。

国の政策として、新たに実施するということですが、そのようなお子さんたちに、子ども同士、社会性を育む場をたくさん作ってあげようとしてできたのだと思います。ずっと家の中にいるのではなく、集団の中にスムーズに入っていけるような足がかりにしたいという考えなのかなと思っています。市が子育て支援の政策として、今回これを考えてくださったんじゃないかなと思います。

そこで、このような施設はと言いますと、1号・2号認定の子の預かりをしている私立の施設の方が、対応しやすいであろうと思います。ですが、実施する側としましては、実際はとてもハードルが高いと思っています。当園も保育士の雇用状況が芳しくありませんのでそこに人員を割けるかと言われると、少々、こちらも頑張らなくてはならないところです。普通に通ってきている子たちの環境の中に入ることは、子どもにとってはすごくハードルが高いと思います。設備についても、部屋が余っていれば一番いいんですが、そうでない可能性もあります。

また、この制度を受け入れるにあたっては、保育所と同等の準備が必要となると聞

いております。やってみないとわからないところが多く、どこまで国などが教えてくれるのか、今日からすぐにやれますよという話ではないと思うんです。このあたりは市には詳しい情報がきていると思います。私どもは一生懸命考えているところでして、どうしたら一番子どもたちにとっていいのかなというところなんです。

今、子どもの数が少ないので、集団で学ぶこと、人との距離感や子ども同士の距離感、相手にはこういう感覚があるということなど、理屈ではなく感じる場面が少なくなっていると思うんです。こども誰でも通園制度は、子ども社会というものを学んでもらうために始まるのだと思いますが、実際にやるのは難しそうな気がしています。

【会長】

質問というよりも、受ける側としての難しさがあるということ、説明いただいたものと思います。実際にはもう条例ができていて、4月から実施しますという、報告になっていますが、現実に実施できるのかどうかというのは別の次元の問題になってしまっている部分がありそうです。

次は事業計画の変更ということで予定をされておりますので、実際に受けていただけるような保育所などについて、次回の会議で明らかになると思います。この制度は、国の制度ですが、どの子ども取りこぼさないという視点で作っているんだと思います。条例自体は成立していることですし、今回は事業を進めるにあたり、一度報告をして意見を伺ったということだと思います。

この話については、また3月に代用計画についても一度議論するようにした方がいいのか、保護者の方ご意見ありますか。

【委員】

実際利用するとなったときに、申請書などいろいろ書くようになると思います。子どもを連れて窓口に行くとなるとすごく大変なので、インターネットで申請ができると思います。面接については、しっかりやらないといけないかなと思うんですけど、そういったところの簡略化ができるようにしていただきたいです。

例えば上の子が学童を利用していますが、4月から何度も同じ書類を書いて提出してというのを繰り返しているの、そういうところで、保護者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。Webで申請できるようにするとか、いろいろなものを活用してやっていただけるとありがたいです。そうすれば利用する方も増えると思います。

【事務局】

この事業につきましては、一応、オンライン申請もできるということが想定されていますので、それを使うことができれば、何度も足を運んでいただくことは少なくなるかなと思います。面談は必ず一度やっていただくことにはなっているのですが、このこ

ども誰でも通園制度というのは、どこでも利用できるということになっております。もし遠方の施設を利用することになると、面談についてもオンラインでもできるというようになっておりますので、そちらについても確認したいと思います。ご意見ありがとうございます。

【委員】

事務的なことばかりで申し訳ないんですが、資料3の4.指導監査とありますが、これは、こども誰でも通園制度を実施するにあたり、まず市が、各保育園、特に私立に、手を挙げてもらい、実施できる施設を確認し、それを受けて監査を行い、実施できる施設かどうか確認してから始めるということなんですか。

【事務局】

指導監査につきましては、実際に事業が開始されてから、事業を実施している施設を対象に、1年に一度行うことになっております。事業開始時は、事業の実施を希望される施設に申請書を提出していただき、市で審査の上、認可・確認をさせていただきます。

【会長】

その他ご意見ございますか。ないようですので事務局お願いします。

【事務局】

では事務局からご連絡です。次の会議の開催予定ですが、令和8年3月中旬を予定しております。

3月の会議では、先ほど会長がおっしゃっていたように、今説明のありました乳児等通園支援事業などについて、代用計画の作成や実施事業者の認可等についてご審議いただきたいと考えております。お忙しいところ恐縮ですが、出席のほどよろしくお願いいたします。

また、今回資料とあわせて、旭市子育てガイドを送付させていただいております。市の子育てに関する手続きや、サービスに関する情報をいろいろと載せてありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

【会長】

事業については細かいところまで理解しがたい部分もあるかと思いますが、今回につきましては、議事の方は終了させていただきます。

8. 閉会